

長 第 408 号
令和5年8月1日

岩手県介護支援専門員協会 会長
岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会 会長
岩手県社会福祉士会 会長
岩手県介護福祉士会 会長
岩手県社会福祉協議会 会長
各市町村社会福祉協議会 会長
岩手県訪問看護ステーション協議会 会長
介護労働安定センター岩手支部 支部長
各地域包括支援センター管理者

様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和6年度主任介護支援専門員更新研修の
受講対象者に係る要件緩和の廃止について

主任介護支援専門員更新研修の受講要件については、平成28年7月26日付け長号外によりお
知らせしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2年度から要件の一部を
緩和して実施しているところです。

令和6年度については、新型コロナウイルス感染症の5類相当への移行による行動制限の廃止
を受け、要件緩和を廃止しますので、当該年度の研修受講希望者に対し、法定外研修を今年度中
に4回以上受講する必要があること等について、貴管内の介護サービス事業者等を通じ周知をお
願いします。

【担当】
介護福祉担当 池田
TEL : 019-629-5435 (直通)

No.	主任介護支援専門員更新研修の受講対象者の要件
1	<p>○ 法定研修の企画担当者、研修講師、ファシリテーター又は実習指導者</p>
2	<p>○ 下記(1)に規定する法定外研修を、下記(2)のとおり受講した者</p> <p>(1) 法定外研修の要件 次のア～エの全てに該当する研修であること。</p> <p>ア 主催者 次の<u>いすれか</u>の団体が主催すること。 ①地域包括支援センター ②岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会 ③岩手県介護支援専門員協会 ④その他職能団体等 【県内】 岩手県社会福祉士会、岩手県介護福祉士会、県・市町村・保険者、 岩手県・市町村社会福祉協議会、岩手県訪問看護ステーション協議 会、介護労働安定センター岩手支部 【県外】 日本介護支援専門員協会、日本ケアマネジメント学会、日本社会福 祉士会、日本介護福祉士会、全国訪問看護事業協会</p> <p>イ 研修内容 主任介護支援専門員の資質の向上に必要な知識技術に係るもので あること。</p> <p>ウ 研修時間 講義又は演習（グループワーク等）の時間の合計が、<u>1回につき3</u> 時間程度であること。</p> <p>エ 修了証明 主催者から修了証明書が交付される等、研修の受講証明が行われる こと。</p> <p>(2) 受講状況の要件 (1)の研修の受講状況が、次の才・力の両方に該当していること。</p> <p>才 受講回数 主任介護支援専門員更新研修受講の前年度において、(1)に該当す る研修を、4回以上受講していること。ただし、1回につき3時間を 超える研修は、3時間ごとに1回の受講として取り扱う。</p> <p>力 演習が含まれた研修の受講 <u>才で規定する4回のうち、必ず1回は90分以上の演習が含まれた</u> 研修を受講していること。 ※力は、平成29年度主任更新研修受講者から適用</p>
3	<p>○ 日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等 の経験がある者（自らが主となって研究・論文執筆したものを対象とし、そ れ以外の共同研究等は除く。）</p>
4	<p>○ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャー</p>
5	<p>○ 介護支援専門員地域同行型研修においてアドバイザーを務めた者</p>